

## 重大事故に関する論点

### 1. 総論

- 事故に関して、以下の扱いを検討する必要がある。
  - ア) しきい値評価の判断項目である漏えい等重大事故
  - イ) 重点項目評価の記載事項である漏えい等事故の有無・内容と再発防止策（Ⅲ 5）
  - ウ) 全項目評価の記載事項である漏えい等事故の有無・内容と再発防止策（Ⅲ 5 ⑫）
  
- ア) しきい値評価・イ) 重点項目評価・ウ) 全項目評価すべてについて、以下の点が問題となる。
  - ①対象 は個人情報か特定個人情報か。
  - ②範囲 は機関単位か業務単位か。

### 2. 内閣官房案

- 内閣官房案では、下記の考え方を採っている。

	① 対象	②範囲
ア しきい値	特定個人情報 <sup>1</sup>	機関単位 （評価実施機関で1件でも事故を起こせば、当該機関が実施する全ての評価が1段階上になる）
イ 重点項目		
ウ 全項目		

### 3. 考えられる案

- ①対象の検討のポイントとして、以下の点が考えられる。
  - ・ 番号法の規定
    - 全項目評価書の記載事項については、番号法上、個人情報ファイル<sup>2</sup>の事故とする必要がある（番号法第27条第1項第3号）。
  - ・ 評価実施機関の負担
    - 対象を個人情報とすれば、特定個人情報とする場合に比べて重大事故の発生に該当し1段階高い評価が求められることとなることが多くなると考えられる。評価実施機関（特に小規模な機関）にお

<sup>1</sup> 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報をいう。以下同じ。

<sup>2</sup> 情報保護評価書中のその他の記載との整合性の観点から、個人情報ファイルに記録された個人情報とすることが考えられる。

ける負担をどう考えるべきか。

- ・ 初回評価時の重大事故の有無  
対象を特定個人情報とすると、初回のしきい値評価では、全機関において重大事故の発生がないことになる。対象を特定個人情報とした上で、初回のしきい値評価のみ個人情報とすることも考えられる。
- ・ 国民の信頼確保  
国民の信頼を確保するという情報保護評価の目的を踏まえると、特定個人情報の事故だけでなく、個人情報の事故を発生させた場合も、厳格な評価を行うべきか。
- ・ 事故の発生リスク  
個人情報の事故を発生させた場合は、特定個人情報の事故発生リスクも高まることが考えられるのではないか。

○ ②範囲の検討のポイントとして、以下の点が考えられる。

- ・ 評価実施機関の負担  
範囲を機関とすると、全ての業務について1段階高い評価が求められる。またかかる際は、システム開発スケジュールに伴い順次評価を実施するのではなく、事故発生後一斉に再評価が求められることとなる。評価実施機関（特に小規模な機関）における負担をどう考えるべきか。
- ・ 国民の信頼確保  
国民の信頼獲得という情報保護評価の目的に鑑みれば、事故を起こした機関が実施する業務は、全て厳格な評価を求めるべきか。
- ・ 事故の発生リスク  
重大事故の原因は当該業務よりも情報の取扱体制に起因する場合が多いと考えられるが、事故を起こした機関が実施する業務は、全て厳格な評価を求めるべきか。

○ 上記を踏まえると、以下の案が考えられる。

	① 対象	② 範囲
ア しきい値	特定個人情報 (初回のみ個人情報)	機関単位 (評価実施機関で1件でも事故を起こせば、当該機関が実施する全ての評価が1段階上になる)
イ 重点項目	特定個人情報 (初回のみ個人情報)	
ウ 全項目	個人情報	